

## 下松市放課後児童クラブ入所条件

### (1)入所条件

- 以下の条件を全て満たす必要があります。
- ① 下松市内在住で小学校に就学している児童(1~6年生)であること。
  - ② 「(2)入所基準」のいずれかに該当すること。
  - ③ 保護者が放課後児童クラブ入所に係る同意書を熟読し、署名すること。

### (2)入所基準

| 内 容         | 入 所 基 準   | 証 明 書 類 等  |
|-------------|---|--|
| 労 働         | <p>以下の条件を全て満たす場合</p> <p>①原則、<u>週3日以上又は月12日以上(通常)</u><br/>就労等により家庭での保育ができない。</p> <p>②<u>保護者の帰宅時間(通常)</u><br/>・1~3年生:午後2時以降(原則)<br/>※1年生は4月中に限り柔軟に対応<br/>・4~6年生:午後3時以降(原則)<br/>※夜間勤務は、勤務終了時間に通勤時間と8時間(睡眠時間)を加えた時間が午後2時又は午後3時以降となる。</p> <p>③<u>長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)</u><br/>原則、1日概ね4時間以上、月12日以上家庭での保育ができない。</p> <p>④<u>土曜日に勤務等がない方は、土曜日の利用不可(原則)</u><br/>(ただし、やむを得ない事情で勤務になった等の場合は除く)</p> <p>⑤同居する親族(4月1日時点の年齢が65歳未満{学生は除く})が、家庭において保育ができないと認められる児童</p> | <p>勤務証明書(児童の家用)<br/>※自営業・内職は、勤務証明書と確定申告書控え等の証明ができる書類添付</p> <p>保育ができないと認められる理由書添付(任意様式)</p> |
| 病 気 等       | 保護者の病気、負傷、心身に障がいがあることで、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。  | 申立書(児童の家用)<br>傷病等の証明書<br>障害者手帳の写し  |
| 妊娠・出産       | 保護者が妊娠・出産による一時的な入院等で、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。<br>※ 原則、 <u>出産予定月とその前後2か月</u>  | 申立書(児童の家用)<br>母子手帳の写し<br>※保護者名、出産予定日が分かるもの   |
| 介護・看護時      | 家族に長期にわたる疾病又は心身に障がいのある者がおり、保護者が常時介護・看護に従事しているため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。   | 申立書(児童の家用)<br>傷病等の証明書<br>障害者手帳の写し  |
| 就 学 職 業 訓 練 | <p>以下の条件を全て満たす場合</p> <p>①保護者が、就学又は職業訓練を受けており、学校下校後、家庭での保育ができない。</p> <p>②受講状況が、<u>毎月12日以上</u>である。</p>  | <p>① 在学証明書<br/>受講証明書<br/>② 受講時間、在学期間が確認できる資料</p>   |
| 災 害         | 火災、風水害などにより児童の居宅を失い又は、破損した場合に、その復旧のため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。   | り災証明書  |
| 社会的養護       | 虐待やDVのおそれがあり、児童相談所又はこども未来課が必要とみとめる児童  | 児童相談所又はこども家庭課の意見   |
| そ の 他       | 家庭で育成できない <u>特別な事由</u> があること。   | こども未来課に相談  |

### (3)利用制限

|         |  |
|---------|--|
| 利 用 期 間 | 継続して <u>1か月以上</u> の利用が必要な場合。<br>※春休み・冬休みを除く  |
| 利 用 制 限 | <p>① 感染症疾患等の病気にかかり、他の児童に感染するおそれがあると認めたとき。(条例)</p> <p>② 管理上支障があると認めたとき。(条例)</p> <p>③ 身の回りのことが、(概ね)一人ではできないとき。</p> <p>④ 保育料(おやつ代等を含む)の滞納があるとき。</p> |